

意見書(要旨)

本市議会の意思として、国や県などの関係行政機関のほか、政府などに「意見書」を提出して問題の積極的な解決を求めます。

◆「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

我が国の憲法は平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補正すべく、民主、自民、公明3党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。一昨年来中国漁船尖閣事件や北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

よって、国会及び政府においては、「緊急事態基本法」を早急に制定するよう強く要望する。

〔提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・防衛大臣・外務大臣・国土交通大臣・文

部科学大臣・経済産業大臣・内閣官房長官・警察庁長官〕

◆消費税増税に反対する意見書

政府・民主党は、社会保障と税の一体改革を進めるとして、少子高齢化社会の社会保障の財源として消費税増税を柱とした税制の見直しを打ち出した。

2010年代半ばまでに消費税増税を10%まで引き上げる一方、社会保障については医療費の自己負担増、介護給付や生活保護の抑制、年金の支給年齢の引き上げなど抑制の方向が示されており、国民の暮らしや経済にとって重い負担となるものである。

国内経済の6割を占める消費の低迷が景気回復を遅らせている現在、消費税の増税は、さらなる経済の破綻をもたらすものであり、このような道を選択すべきでない。

よって国においては、昨今のような経済不況下にあるなかでの消費税の増税を行わないよう強く求めるものである。

〔提出先 内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣〕

◆父子家庭支援策の拡充を求める意見書

政府においては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とするよう改善を行うとともに、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

- 一 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするともに、父と子が共に暮らしているも子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること
  - 二 母子寡婦福祉貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡充すること
- 〔提出先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・総務大臣・男女共同参画担当大臣〕

決議

◆東日本大震災で発生したがれき受け入れに関する要請決議

昨年3月11日に発生した、マグニチュード9.0という世界最大級の巨大地震は、地震と

それに続く津波により、多くの人命を奪い、また家屋の倒壊をもたらすなど、東北地方を始め、東日本の広範囲にわたる地域に、我が国でかつてないほどの大きな被害をもたらした。加えて、津波による東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故は、放射能漏れを引き起こし、被害をさらに深刻化させている。

この東日本大震災が発生してから一年が経過する中で、全国各地の多くの人々から、被災地の復旧と復興に向けての支援がなされており、本市においても、避難者の受け入れや、災害支援物資や義援金を送るなど、様々な形で支援を進めてきたところである。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが膨大ながれきの処理であり、がれきを可能な限り速やかに処理することは、被災地の復興にとって最も重要な課題であることは言うまでもない。

この膨大ながれき処理を被災地だけで行うことは困難であることから、政府は広域処理の方針を打ち出し、全国の自治体に対して協力を呼びか

けているが、受け入れが進んでいないのが現状であり、去る3月16日に各自治体に対し協力要請の文書を送付したところである。この中では、広域処理にかかる費用を含め、国が全面的に支援することも明記されているが、国の責務として当然のことといえる。

がれきは、全国の自治体の協力がなければ、このままの状態が続く恐れがあり、処理なくして、被災地の真の復興はあり得ない。

よって、本市議会は本市に對して、土浦市民の安定的なごみ処理を確保することを条件に、放射能の影響を科学的な知見により検証し、安全性が確認されるものについての積極的な処理支援に取り組みむことを要請する。

なお、受け入れに際し、本県も被災地であることから、県内のがれき処理を優先することはもとより、岩手、宮城両県のがれきを受け入れる場合も、情報を開示し、国及び本市が市民への説明責任を履行するようあわせて要請する。

以上、決議する。

土浦市議会